

# 燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい 福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画 策定の方向性について

令和8年2月9日(月)

燕市障がい者自立支援協議会

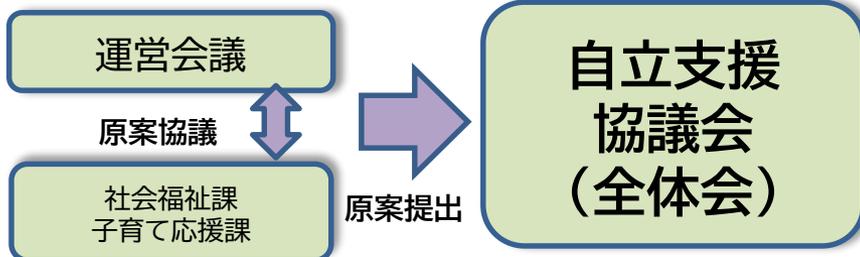
# 1. 燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画策定の方向性について

## 【策定の方向性】

障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正や発達障害者支援法の一部改正、障がいを理由とする差別の解消の推進に係る法律の一部改正、成年後見制度利用促進法の施行など、障がい児・者を取り巻く環境は変化しています。

そのような環境において、燕市では「障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人も安心して暮らせる地域づくりに向け取組を続けているところですが、次年度で最終年度を迎えます。そのため、次期計画について、国の指針を踏まえつつ燕市の現状に即した計画策定を図ります。

## 【策定体制イメージ】



※策定体制は、運営会議・社会福祉課・子育て応援課で計画案を協議し、全体会に提出することを基本とします。

- 全体会提出基本パターンは
- ① アンケート調査結果に基づく計画素案
  - ② 計画案中間報告
  - ③ 計画案最終報告
  - ④ 重要事項等の協議

## 【スケジュール】

※令和8年度の自立支援協議会(全体会)の開催数は3～4回を予定しており、計画案についても協議をする予定です。

※主なスケジュールは、あくまで予定ですが右記のとおりとなります。

※各専門部会においても、成果目標・活動指標等の協議を行います。

月	主なスケジュール【主な協議題】
(R7.2)	( ①全体会【アンケート調査案】 ) ※調査内容に変更が生じた場合は協議
R8.7	②全体会【現計画中間評価、次期計画案】
10	③全体会【計画素案】
12	※議会報告
12中	※パブリックコメント実施
R9.1	④全体会【計画案最終報告】
2末	※市長報告、議会報告

## 2. 燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画の趣旨と位置づけ

区 分	燕市障がい者基本計画	燕市障がい福祉計画	燕市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
所管 省庁	内閣府	厚生労働省	厚生労働省
計画の趣 旨 (位置づ け)	市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 (→基本計画)	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画 (→ 実施計画)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するための計画 (→ 実施計画)
計画 期間	<b>令和 9 年度 ~ 令和 11 年度 (3年)</b>		
策定 方法	上記3つの計画を一体的に策定します。		

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

### ④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県(必要に応じて政令市)
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

### ④障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域(都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画)
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

### ⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

### ⑦障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率(毎年度1回)を100%とする【新規】

## 5. 活動指標

### ① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

### ⑤ 発達障害者等に対する支援（続き）

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

### ⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

### ⑧ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

### ⑨ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

# 4. 第8期燕市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画障がいのある人の状況についての表記について

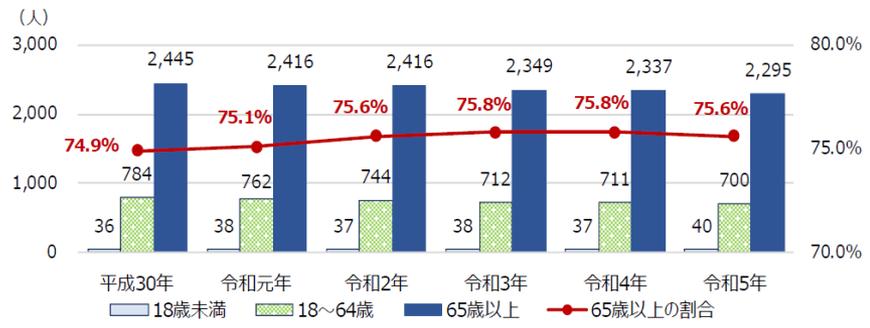
【各手帳の障がいのある人の状況について】  
 現計画では各手帳の所持者数を**18歳未満**、**18歳以上65歳未満**、**65歳以上**で分類し、表記しています。  
 令和5年12月議会において、年齢分類を細分化してはどうかというご意見をいただいたことから、次期計画ついで、年齢分類の細分化について検討します。

## 【燕市 現計画】

### ② 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人の年齢別の推移をみると、65歳以上の割合は平成30年からほぼ横ばいになっています。

■身体障がい者手帳所持者に占める65歳以上の割合



## 【他市の状況】

20市中12市が年齢分類あり	
上越市・十日町市・糸魚川市・阿賀野市・燕市	18歳未満、18歳以上65歳未満、65歳以上
村上市・南魚沼市	18歳未満、18歳以上
佐渡市	18歳未満、65歳以上
長岡市	18歳未満、18・19歳、各年代ごと、65歳以上
三条市	18歳未満、18~39歳、40~64歳、65歳以上
見附市	6歳未満、6~17歳、18~29歳、30~49歳、50~69歳、70歳以上
妙高市	18歳未満、18~24歳・・・、85~94歳、95歳以上

## 【次期計画に向けた検討】

年齢分類のパターン		ご意見等
1	18歳未満、18歳以上65歳未満、65歳以上(現計画)	
2	18歳未満、18~39歳、40~64歳、65歳以上	
3	各年代ごと	

# 5. アンケート調査(案)について

調査結果の推移を参考に計画立てをする必要があることから、基本的に前回調査項目を踏襲することとしますが、**燕市独自項目として「住まいに関する困り事」、「高次脳機能障がいに関する事」、「差別解消に関する事」について調査項目を追加したいと考えます。**

## 前回アンケート調査

### 【調査目的】

本調査は、令和6(2024)年度を初年度とする本計画の策定に向け、本市における障がい福祉サービスなどの利用意向や生活実態などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

### 【調査内容】

- 調査月:令和5(2023)年7月
- 調査基準日:令和5(2023)年6月1日現在
- 調査対象者:18歳未満で障がい者手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障がい児通所支援\*等を利用している人  
18歳以上で障がい者手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障がい福祉サービスを利用している人(65歳未満)  
※65歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。
- 配布・回収方法:郵送による配布・回収

### 【回収結果】

18歳未満	配布部数	244件
	回収部数(回収率)	158件(64.8%)
	有効回答数	158件

18~64歳	配布部数	756件
	回収部数(回収率)	390件(51.6%)
	有効回答数	389件

## 調査方法(案)

### ◎ 変更あり

- 調査目的 前回と同じ
- 調査内容
  - 調査月 令和8年7月
  - 調査基準日 令和8年6月1日
  - 調査対象者 前回と同じ (約1,000人)
  - 回収方法 郵送による配布・回収 **WEB回答を追加**
- 調査項目 **追加**
  - 「住まいに関する困り事」  
…住まいに関する関心の高まりに対する支援ニーズの把握
  - 「高次脳機能障がいに関する事」  
…法律施行に伴い、具体的な支援ニーズの把握
  - 「差別解消に関する事」  
…設問数の追加